

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟指導者・レフリー資格に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）の指導者資格制度及びレフリー資格制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 指導者資格制度

(種別)

第2条 指導者資格は、次の4種類とする。

- (1) キンボールスポーツリーダー
- (2) キンボールスポーツC級コーチ
- (3) キンボールスポーツB級コーチ
- (4) キンボールスポーツA級コーチ

(リーダーの要件及び役割)

第3条 キンボールスポーツリーダー（以下「リーダー」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 満15歳以上（中学生は不可）であること。
- (2) 当法人の普通会員であること。
- (3) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のリーダー講習会を受講すること。
- (4) 所定の登録用紙を提出すること。
- (5) 認定登録料1,000円を納めること。

2 リーダーには、リーダー資格認定証が発行される。

3 リーダーは、キンボールスポーツの普及活動に努めなければならない。

4 リーダーは、当法人承認の体験会を開催することができる。

(C級コーチの要件及び役割)

第4条 キンボールスポーツC級コーチ（以下「C級コーチ」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) リーダーであること。
- (2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のC級コーチ講習会を受講すること。
- (3) C級コーチ認定試験（筆記・受験料2,000円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 2,000 円を納めること。

2 C 級コーチには、C 級コーチ資格認定証が発行される。

3 C 級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダーの育成に努めなければならない。

4 C 級コーチは、当法人承認の体験会及びリーダー講習会を開催することができる。

5 C 級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、O v e r 4 0 部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチを務めることができる。

(B 級コーチの要件及び役割)

第 5 条 キンボールスポーツ B 級コーチ (以下「B 級コーチ」という。) になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) C 級コーチであること。

(2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認の C 級コーチ講習会を受講すること。

(3) B 級コーチ認定試験 (筆記・受験料 5,000 円) に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 5,000 円を納めること。

2 B 級コーチには、B 級コーチ資格認定証が発行される。

3 B 級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダー及び C 級コーチの育成に努めなければならない。

4 B 級コーチは、当法人承認の体験会、リーダー講習会及び C 級コーチ講習会を開催することができる。ただし、C 級コーチ講習会を開催するには、当法人の定める研修を受講しなければならない。

5 B 級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、O v e r 4 0 部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチ及びヘッドコーチを務めることができる。

(A 級コーチの要件及び役割)

第 6 条 キンボールスポーツ A 級コーチ (以下「A 級コーチ」という。) になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) B 級コーチであること。

(2) リーダー講習会または C 級コーチ講習会を指導担当したことがあること。

(3) 正会員、理事又は専門委員会 (定款第 52 条に定める専門委員会を

いう。以下同じ。)の推薦があること。

(4) 当法人の指導者養成委員会(専門委員会のうち、指導者を養成するための委員会をいう。)が指導する当法人承認のA級コーチ講習会を受講すること。

(5) A級コーチ認定試験(筆記及び実技・受験料10,000円)に合格すること。

(6) 所定の登録用紙を提出すること。

(7) 認定登録料10,000円を納めること。

2 A級コーチには、A級コーチ資格認定証が発行される。

3 A級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダー、C級コーチ及びB級コーチの育成に努めなければならない。

4 A級コーチは、当法人承認の体験会、リーダー講習会、C級コーチ講習会及びB級コーチ講習会を開催することができる。ただし、C級コーチ講習会又はB級コーチ講習会を開催するには、当法人の定める研修を受講しなければならない。

5 A級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、Over 40部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチ及びヘッドコーチを務めることができる。

(資格期間)

第7条 第2条の資格を取得した者の指導者資格の期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

2 指導者資格を有する者が資格の更新をする場合には、毎年、更新料を支払わなければならない。

第3章 レフリー資格制度

(種別)

第8条 レフリー資格は、次の3種類とする。

(1) C級レフリー

(2) B級レフリー

(3) A級レフリー

(C級レフリーの要件及び役割)

第9条 C級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) リーダーであること。

(2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のC級レフリー認定講習会を受講すること。

(3) C級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 2,000 円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 2,000 円を納めること。

2 C級レフリーには、C級レフリー資格認定証が発行される。

（B級レフリーの要件及び役割）

第 10 条 B級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) C級レフリーであること。

(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 当法人の正会員又は理事の推薦があること。

イ 地域の大会にて 3 回以上レフリーを務めた経験があること。ただし、大会主催者の証明を必要とする。

(3) B級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 5,000 円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 5,000 円を納めること。

2 B級レフリーには、B級レフリー資格認定証が発行される。

（A級レフリーの要件及び役割）

第 11 条 A級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) B級レフリーであること。

(2) 当法人の競技委員会（専門委員会のうち、レフリーを育成するための委員会をいう。）の推薦があること。

(3) A級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 10,000 円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 10,000 円を納めること。

2 A級レフリーには、A級レフリー資格認定証が発行される。

（資格期間）

第 12 条 第 8 条の資格を取得した者のレフリー資格の期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

2 レフリー資格を有する者が資格の更新をする場合には、毎年更新料を支払わなければならない。

（資格の喪失）

第 13 条 指導者及びレフリーは、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 登録手続及び認定登録料の納付が行われていないとき。
 - (2) 資格の更新の要件を満たしていないとき。
 - (3) 本人から資格の返上の手続があったとき。
- (変更)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
(その他)

第 15 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

(B級コーチ資格の特例)

2 第 13 条各号のいずれかに該当し、2022年度以前のキンボールスポーツマスター資格を喪失した場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、B級コーチ資格の再認定を受けることができる。その場合の資格の有効期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

- (1) 当法人、当法人各委員会又は正会員の推薦があること。
- (2) B級コーチの移行講習の講義を受講し、レポートを提出すること。
- (3) 前号の受講料及び1年分の資格更新料を納めること。

(B級レフリー資格の特例)

3 第 13 条各号のいずれかに該当し、B級レフリー資格を喪失した場合（以前にB級レフリーの資格を取得し、C級に降級している場合を含む。）であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、B級レフリー資格の再認定を受けることができる。その場合の資格の有効期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

- (1) 当法人、当法人各委員会又は正会員の推薦があること。
- (2) B級レフリーの更新講習（講義及び実技）を受講し、合格すること。

(3) 前号の受講料及び1年分の資格更新料を納めること。ただし、以前にB級レフリーの資格を取得し、C級に降級していた者は、これらに加え、B級レフリーの更新料とC級レフリーの更新料との差額をC

級に降級していた年数分を納めること。

附 則

この規程は、2023年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月19日から施行する。